

令和3年度 いじめ問題総合対策計画

1 いじめ防止等の基本方針

(1) 目的

本校いじめ防止基本方針を策定することにより、本基本方針を基に、本校におけるいじめ防止対策組織の設置、学校の設置者との適切な連携、学校の実情に応じた対策の策定等を行い、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処等）について全職員の共通認識・理解を図り、一致協力した体制確立・推進を目的とする。

(2) 定義

「いじめ」とは、児童・生徒等に対して、当該児童・生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該児童・生徒等と一定の人的関係にある他の児童・生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。「いじめ防止対策推進法 第2条」より

(3) 基本理念

いじめが、生徒の人権及び名誉を著しく毀損するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることに鑑み、宇美中学校においては、いじめ防止のために万全の対策を講じるものとする。

〔いじめの禁止〕

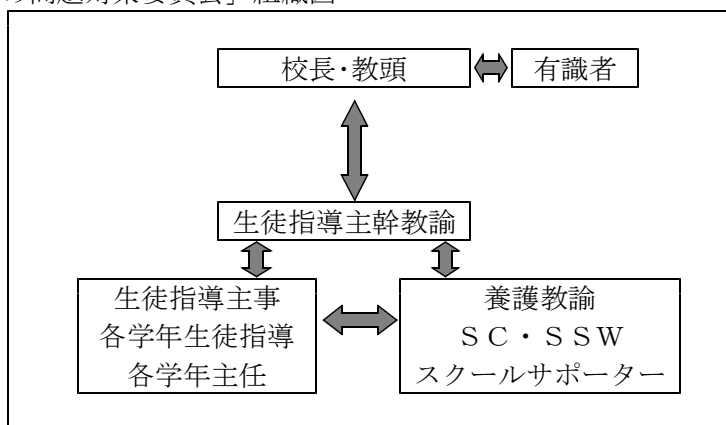
生徒は、学校の内外を問わず決していじめを行ってはならない。また、いじめを看過してはならない。

〔学校および教職員の責務〕

学校の内外を問わずいじめが行われることなく、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止のための対策を講じるものとする。また、全教職員は、全力を挙げていじめの未然防止・早期発見・早期対応・再発防止等、いじめ防止に努めるものとする。特に早期発見については、生徒の変化を観る目を養い、いじめの兆候を決して看過しないものとする。

2 いじめ防止等の推進体制

(1) 「校内いじめ問題対策委員会」組織図



(2) 「校内いじめ問題対策委員会」の構成メンバー

- ・校長 ・教頭 ・主幹教諭 ・生徒指導主事 ・各学年主任 ・各学年生徒指導担当 ・養護教諭
- ・教育相談担当 ・スクールカウンセラー ・SSW ・スクールサポーター ・有識者

3 校内委員会を中心とした年間計画

月	校内いじめ問題対策委員会	未然防止	早期発見	評価
4月	特別な配慮を必要とする生徒の報告会 学校いじめ防止基本方針の見直し PTA 総会と学校通信にて、学校いじめ防止基本方針についての説明 いじめチェックリストの活用 職員研修(教育相談の手法の確認や組織的な対応の充実) 「福岡県いじめ問題総合対策」を使った校内研修会	入学式 生徒会オリエンテーション	いじめに関するアンケート(記名)	
5月	小中連絡会の実施	体育会 教育相談	いじめに関するアンケート(記名) 教育相談期間の設定	
6月	就学指導委員会との連携 QUアンケートの実施と分析 地域集会でSNSを使ったいじめ防止の啓発	生徒会活動でのいじめ撲滅の取組 QUアンケート	生活実態調査の実施 いじめに関するアンケート(無記名) 保護者向けアンケート	
7月	家庭向けリーフレットを掲載した学校通信の配布	家庭訪問 三者面談	いじめに関するアンケート(記名) 家庭訪問期間の設定	
8月	生活実態調査の結果の共有	家庭訪問 三者面談	家庭訪問期間の設定	
9月	いじめチェックリストの活用		いじめに関するアンケート(記名)	
10月		文化発表会	いじめに関するアンケート(記名)	
11月	生活実態調査の結果や、家庭向けリーフレットを掲載した学校通信の配布 QUアンケートの実施と分析	生徒集会での総括 QUアンケート 二者面談 三者面談	生活実態調査の実施 いじめに関するアンケート(無記名) 教育相談週間の設定 保護者向けアンケート	
12月		二者面談 三者面談	いじめに関するアンケート(記名) 教育相談週間の設定	
1月	いじめチェックリストの活用	二者面談	いじめに関するアンケート(記名) 教育相談週間の設定	
2月		生徒集会での決意表明	生活実態調査の実施 いじめに関するアンケート(無記名)	
3月	小中連絡会の実施	生徒総会	いじめに関するアンケート(記名)	

4 いじめの重大事態の対処

(1) 重大事態

- ①生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い。(生徒が自殺を企図した場合)
- ②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い。(年間30日を目安)

(2) 対応

- ①直ちに、学校の設置者(宇美町教育委員会)に重大事態の発生を報告。(設置者は、町長等に報告)
- ②教育委員会の指示に従い調査の主体に基づき対応
 - ・学校を調査主体とした場合
 - a: 調査組織の設置(校内いじめ問題対策委員会+警察+指導主事+町顧問弁護士)
 - b: 調査の実施
 - c: いじめを受けた生徒及び保護者に調査結果の情報提供
 - d: 教育委員会への報告
 - e: 調査結果をふまえた必要な措置
 - ・教育委員会が調査主体となる場合
 - a: 教育委員会の指示のもと資料提出など、調査に協力